別紙様式第17号（第34条の40関係）

29.7㎝以上

20㎝以上

銀　行　代　理　業　者　許　可　票

銀　行　代　理　業

許可番号　金　融　庁　長　官（　）　第　　号

（財務（支）局長）

（銀行代理業者の商号、名称又は氏名）

（所属銀行の商号）

（記載上の注意）

1　「所属銀行の商号」には、所属銀行（銀行法第２条第16項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。二以上の所属銀行があるときは、全ての所属銀行の商号を記載すること。

2　［略］

3　銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第２条第１項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、銀行法第52条の36第１項の許可を受けず銀行代理業を営むことができる者にあつては、「銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第２条第１項の規定により銀行法第52条の36第１項の許可を受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。

4　［略］

別紙様式第17号（第34条の40関係）

30㎝以上

20㎝以上

銀　行　代　理　業　者　許　可　票

銀　行　代　理　業

許可番号　金　融　庁　長　官（　）　第　　号

（財務（支）局長）

（銀行代理業者の商号、名称又は氏名）

（所属銀行の商号）

（記載上の注意）

1　「所属銀行の商号」には、所属銀行（銀行法第２条第16項に規定する所属銀行をいう。）の商号を記載すること。二以上の所属銀行があるときは、すべての所属銀行の商号を記載すること。

2　［同左］

3　銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第２条第１項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、銀行法第52条の36第１項の許可を受けず銀行代理業を営むことができる者にあつては、「銀行代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第２条第１項の規定により銀行法第52条の36第１項の許可の受けず銀行代理業を営む者である旨を表示すること。

4　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その記載部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののようにに改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会員たる資格） **第一条**　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　その信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員 二　その信用金庫の地区内において自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結し、当該地区内に転居することが確実と見込まれる者 三　その信用金庫の役員	（会員たる資格） **第一条**　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める者は、その信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員及びその信用金庫の役員とする。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］